

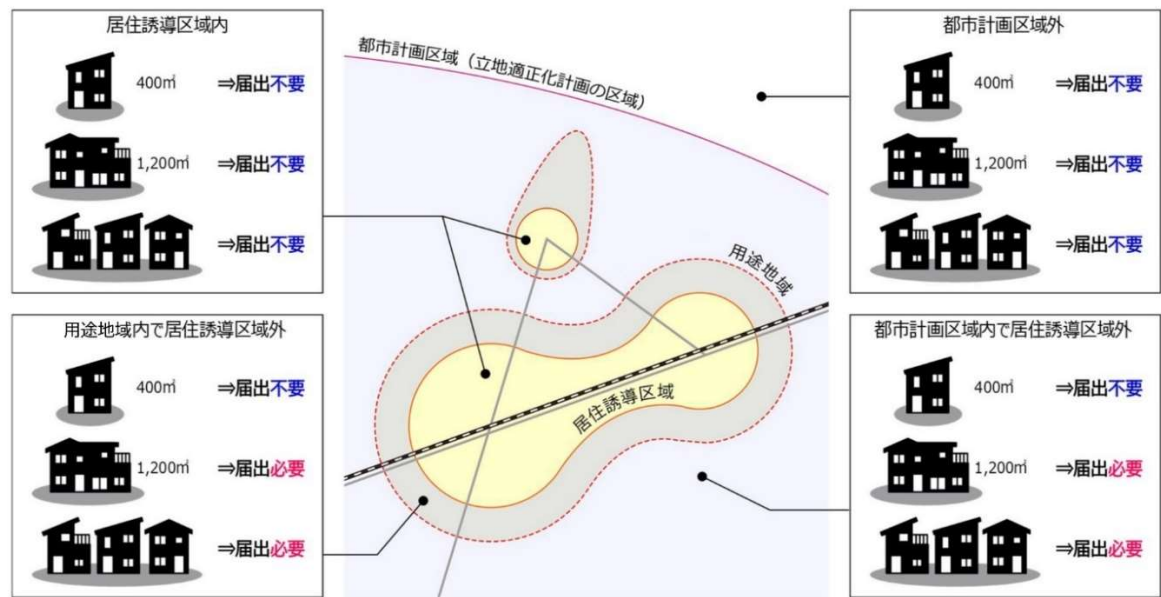
■立地適正化計画に関する届出制度

2025（令和7）年4月以降は、以下に定める行為について市への届出が必要となります。

届出は行為に着手する30日前までに行う必要があります。また、開発行為・建築等行為それぞれに届出が必要となります。都市計画区域外においては、届出の必要はありません。

（1）居住誘導区域外（都市計画区域内）における届出

開発行為	建築等行為
① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ② 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して住宅等とする場合

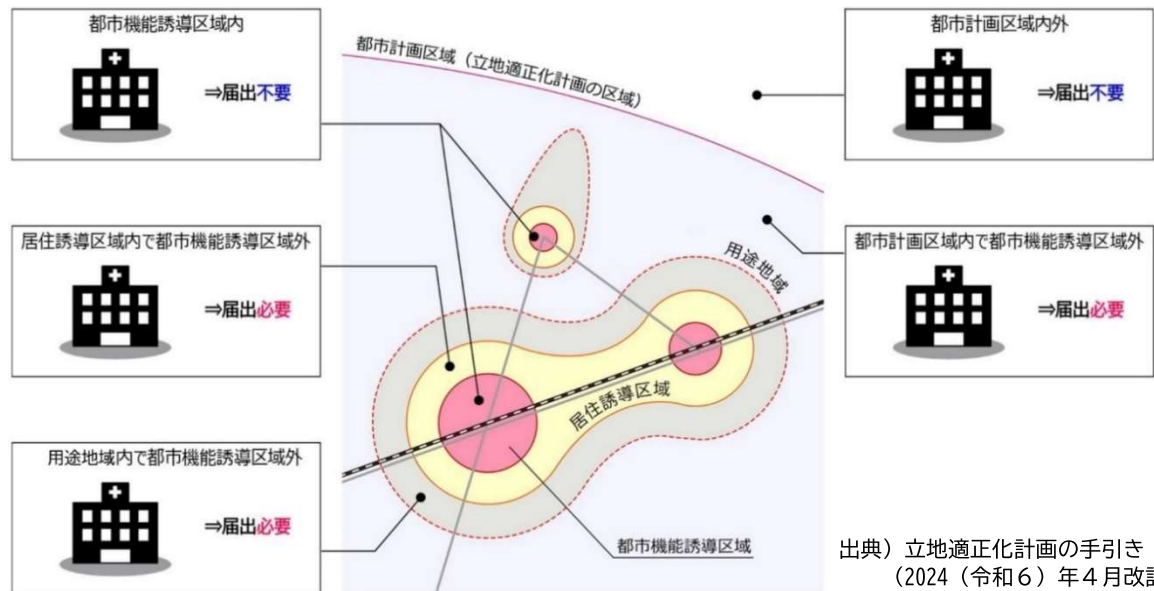


（2）都市機能誘導区域内外（都市計画区域内）における届出

<都市機能誘導区域内> 誘導施設を休止し、または廃止しようとする場合

<都市機能誘導区域外> 誘導施設に関する以下の行為を行う場合

開発行為	建築等行為
① 誘導施設を建築目的とする開発行為を行おうとする場合	① 誘導施設の機能を有する建築物を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し、誘導施設の機能を有する建築物とする場合 ③ 建築物の用途を変更し、誘導施設の機能を有する建築物とする場合



出典）立地適正化計画の手引き
（2024（令和6）年4月改訂、国土交通省）